会 議 録

会議名	平成29年度第1回みよし市みどりと景観審議会
日時	平成29年10月17日(火) 午前10時から午前11時まで
場所	市役所4階 401会議室
出席者 (敬称略)	芹澤俊介、宇野勇治、岡村穣、三ツ本隆、宮嶋英一 (事務局) 宇野都市建設部長、岡本都市建設部次長 都市計画課: 久野課長、成田主事
次第	1 委嘱状交付 2 あいさつ 3 報告事項 (1) 平成29年度上半期景観届出件数について (2) 景観重要樹木の指定について 4 その他
	会議録
 委員名	質問・意見
都市建設部次長	本日は大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。 それでは、平成29年度第1回みよし市みどりと景観審議会を始めさせていただきます。 はじめに、市長より委嘱状を交付いたします。お手元の資料1の名簿順に名前をお呼びしますので、その場でご起立ください。 【委嘱状の交付】 ありがとうございました。次に市長より挨拶を申し上げます。
市長あいさつ	
都市建設部次長	ありがとうございました。 市長は、他に公務がございますので、ここで退席させていただきます。 これから任期の2年間を活動していくにあたり、委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしますので、簡単に自己紹介をしていただければと思います。まず、学識経験者として、愛知教育大学名誉教授の芹澤先生ありがとうございました。 同じく学識経験者として、愛知産業大学准教授の宇野先生ありがとうございました。

都市建設部次長	公募委員として、三ツ本様
	ありがとうございました。
	同じく公募委員として、宮嶋様
	皆さま、ありがとうございました。
	続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
	まず、都市建設部長の宇野、都市計画課長の久野、主事の成田、最後に、申し遅れまし
	たが、私は都市建設部次長の岡本でございます。
	よろしくお願いいたします。
	今年度は委員の改選の年でありますので、あらためて会長及び副会長の選任を行いま
	す。本審議会は「水と緑の風景を守り育てる条例」に基づき、市長の附属機関として設
	置されています。本審議会の所掌事項につきましては、
	(1) みどりと景観計画の変更に関する事項。
	(2) 保存樹木等、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項。
	(3) その他水と緑豊かな良好な景観の形成に関する重要な事項。
	となっております。
	まず、当審議会の会長ですが、施行規則第34条第3項の規定に基づき、委員の中から
	互選することとなっております。どなたかご発言はありませんか。
三ツ本委員	芹澤先生にお願いしたいと思いますが。
都市建設部次長	芹澤委員を推薦する発言がありましたが、いかがでしょうか。
	(異議なしの声。拍手。)
	ご異議がないようですので、只今ご推薦をいただきました芹澤委員を会長としてお願い
	したいと思います。
	それでは芹澤会長には会長席にお移りいただきたいと思います。
	ここで、芹澤会長より就任のごあいさつをお願いいたします。
会長あいさつ	
都市建設部次長	続きまして、副会長の選任ですが、施行規則第34条第4項により、委員のうちから会
	長が指名することとなっておりますので、芹澤会長お願いいたします
芹澤会長	愛知産業大学で建築環境工学をご専門にご活躍されてみえます、宇野先生に副会長をお
	願いしたいと思います
都市建設部次長	それでは、ご指名のありました宇野委員を副会長に選任します。どうぞよろしくお願い
	いたします。
都市建設部次長	それでは議事に移りたいと思いますが、施行規則第35条第1項の規定により、会長が
	審議会の議長をすることになっておりますので、芹澤会長よろしくお願いいたします。
芹澤会長	それでは、議事に入りたいと思います。
	報告事項(1)の「平成29年度上半期景観届出件数について」、事務局より説明をお
	願いします。

事務局	「平成29年度上半期景観届出件数について」説明させていただきます。まず、資料2をご覧ください。1の今年度の上半期の届出件数については、全体で13件でした。内訳としては、建築物が5件、工作物が7件、開発行為が1件です。前年度と比べると、建築物については共同住宅に関するものが少なく、倉庫や事務所に関するものが多くありました。工作物については、新築が少なく、改築及び増築が多くありました。続きまして2の完了の届出件数については、全体で6件でした。内訳としては、建築物が2件、工作物が4件です。3は完了した共同住宅及び携帯電話用アンテナの現場確認の写真になります。
芹澤会長	ただいまの説明につきまして、何かご質問などございますか。
宮嶋委員	景観計画区域とはどの地域ですか。
事務局	市内全域が景観計画区域になります。
芹澤会長	それでは、続きまして、報告事項 (2) の「景観重要樹木の指定について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料3をご覧ください。今年度、2本目の景観重要樹木の指定を目標としております。 景観重要樹木とは、景観行政団体の長が景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方 針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木として指定するものになり ます。方針については、学術的価値は高くなくとも、本市の自然、歴史、文化などから みて、樹木の樹容が景観上の特徴を有し、シンボルとなる樹木、また住民に親しまれ、 愛されている樹木など、景観の視点から特に重要な価値があると認められる樹木を指定 の対象としています。基準としては、道路や公園などの公共空間から容易に見ることが でき、以下のいずれかに該当する樹木、「樹高が高い、または樹形が特徴的で、地域の シンボル的な存在となっているもの」又は「昔からの言伝えがあるなど、地域の歴史・ 文化・暮らしなどに密接に関わりがあるもの」を基準としています。現在は既に1本景 観重要樹木に指定をしています。こちらは平成26年に指定しました。現地には標識を 設置し、樹木の保全は公園緑地課が担当しています。今年度指定を検討している樹木は、 南部小学校東側の駐車場内にあるクスノキです。本日の議事終了後に現地で委員の皆さ まに見ていただく予定をしています。今回の審議会でご意見をいただきまして、問題な いようでしたら指定に向けて樹木医の診断をし、結果が良好であれば3月の審議会で再 度ご意見をいただき、今年度中に指定をしていきたいと考えています。
芹澤会長	ただいまの説明につきまして、何かご質問などございますか。
三ツ本委員	景観重要樹木に指定されると何が変わるのでしょうか
事務局	条例に基づき樹木が枯れないように管理者が保全活動を行う必要があります。 今回の樹木については、市の所有地内ですので市が管理していきます。
芹澤会長	前回の桜は公園の中にありました、今回のクスノキは一見すると、どうでもいいと思われてしまいそうな場所にありますね。

岡村委員	クスノキにしては低いところから枝分かれしていて、豪快というか勢いがあるように見
	えますね。
宮嶋委員	みよしに残るクスノキとしてはこの1本だろうという気がします。注目はされていない
	ので、指定をすることで市民に関心も持ってもらうということは大事だと思います。
	今回の樹木以外にもまだまだ指定するべき樹木があるような気がする。
三ツ本委員	指定された後にどう活用していくかということも大事ですね。
芹澤会長	これから現地視察も予定されていますので、現地でもご意見を伺いできればと思いま
	す。
	それでは最後になりますが、4その他について、事務局から何かありますか。
事務局	次回の審議会は3月に開催予定です。1月に日程調整のご連絡をしますのでよろしくお
	願いします。
芹澤会長	それでは第1回みよし市みどりと景観審議会を終わりたいと思います。
	ご審議ありがとうございました。
事務局	ご審議ありがとうございました。
	以上をもちまして平成29年度第1回みよし市みどりと景観審議会を閉会します。